

芸西村地域防災計画

【総則編】

令和8年3月改定

芸西村防災会議

目次

第1章	計画の趣旨	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の構成	2
第3節	被害を最小化するために重点を置くべき事項	2
第4節	計画の効果的な推進	3
第5節	計画の修正	3
第6節	高知県地域防災計画との関係	3
第7節	計画の周知徹底	4
第2章	防災ビジョン	5
第1節	災害に強いむらづくり	5
第2節	要配慮者等の支援に資する人づくり	6
第3節	コミュニティ防災力の向上	7
第3章	芸西村防災会議	9
第1節	設置及び所掌事務	9
第2節	組織及び運営	9
第4章	防災関係機関	11
第1節	防災関係機関の責務	11
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
第5章	村民、事業所の責務	19
第1節	村民	19
第2節	事業所	19
第6章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	21

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的

芸西村地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年（1961年）法律第223号）第42条に基づき、芸西村防災会議が作成する計画であり、村に係る防災に関して、村民の生命、身体及び財産を保護するために、本村において防災上必要な諸施策の基本を、村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、村民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示すことにより、本村の災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年（2002年）法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）第5条の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、「地震及び津波対策編」に統合している。

※「地震及び津波対策編」に定めがない事項については、「一般対策編」及び「火災及び事故災害対策編」に記述している。

第2節 計画の構成

芸西村地域防災計画は、「総則編」「一般対策編」「地震・津波対策編」「火災及び事故災害対策編」「資料編」で構成する。

「一般対策編」は、風水害対策を基礎に、各編に共通する事項も記述し、芸西村地域防災計画における基本的な計画としている。また、各編においては、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧の各段階における諸施策を具体的に記述している。

第3節 被害を最小化するために重点を置くべき事項

本村は、自然災害が発生しやすい立地条件にあり、これまで災害発生原因を確認するとともに、災害要因等への対策を講じてきた。それらを踏まえた上で、近年の集中豪雨災害等、予期せぬ災害が発生する傾向が増えていること等を考慮した対策を推進する。

また、本村の属する高知県は、南海トラフを震源とする地震に、100年～150年の周期で繰り返し襲われ、地震による家屋の倒壊や津波により、多大な人命及び財産を失っている。昭和21年12月21日に発生した南海地震から長い年月が経過し、次の地震が発生する可能性が徐々に高まってきている。こうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに上回る津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、多くの生命が失われた。このため、本村の地震及び津波災害対策は、何より尊い生命は最大クラスの地震及び津波でも守ることを目指すとともに、発生頻度の高い一定程度の地震及び津波も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震及び津波に対して万全を期す。

本村においては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、村民が一体となって、建築物の耐震対策、津波避難対策、人づくり・地域づくり対策について、ソフト対策を優先し整備する。

また、ソフト対策を補完するものとして、効果的なハード対策を推進し、減災に向けた施策の一層の充実を図る。

村民の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するとともに、自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進める。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を進める。

第4節 計画の効果的な推進

本計画を効果的に推進するために、本村は、県及び他関係機関との連携を図りつつ、以下の項目に関する取組を行う。

第1 アクションプラン

本計画に基づくアクションプラン（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底を図る。

第2 点検と見直し

計画、アクションプランの定期的な点検と見直しを行う。

第3 チェック

他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェックを行う。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、芸西村防災会議が毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

各機関は、関係ある事項について、芸西村防災会議が指定する期日までに計画修正案を総務課まで提出する。

第6節 高知県地域防災計画との関係

芸西村地域防災計画は高知県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）を基準とし、共通する計画は県の計画を準用し、県防災計画において市町村が作成すべきものとして指定されている事項は、本村の実情に合わせて作成する。

第7節 計画の周知徹底

芸西村地域防災計画は、災害対策基本法第42条第4項の定めに従い、村の職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要施設の管理者等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項は村民にも広く周知を図る。

〔注記〕 本計画における用語について

村 民	芸西村に住所を有する者、他県、他市町村から通学・通勤する者及び災害時に村に滞在する者等
要配慮者	高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等、防災知識の習得、災害時の危険の察知や迅速な行動が困難なため、身を守るために配慮が必要な方々
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援が必要な方々
防災関係機関	国、県、村、指定公共機関及び指定地方公共機関
関係機関	防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関
県	高知県の部局、高知県教育委員会等
警 察	警察本部、警察署
村	芸西村の課室局、行政委員会、一部事務組合（消防機関を除く。）
消防機関	消防本部(局)、消防署、消防団の総称
自 衛 隊	陸上、海上及び航空自衛隊
ライフライン	電力、ガス、上下水道及び通信の事業
避難場所 (指定緊急避難場所)	避難場所のうち、津波などから一時的に避難するための高台や津波避難ビル等の場所や施設
避 難 所 (指定避難所)	災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活を送る建物等

第2章 防災ビジョン

近年全国各地で発生している「水害」「土砂災害」「地震災害」「竜巻災害」等、『いつ・どこで・どのような災害が発生するのか』といった予測を超える災害が多くなっている。

本村は、土佐湾に位置し、和食川、赤野川が流れ、内水氾濫を含めた水害、土砂災害等の対策が求められる地域である。水害に伴う土砂災害やこれらに係る二次災害等に対処するため、本村の防災ビジョンとして防災対策に関する基本方針を掲げる。

自然災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、自らの安全を確保する『自助』、地域コミュニティ等による相互扶助による『共助』、行政による『公助』が必要であり、この『三助』に基づく防災ビジョンとする。

こうした防災の基本的な考え方を踏まえた上で、村民個人やその家庭、地域コミュニティ、企業、団体等社会のさまざまな主体が連携し、日常的に減災に向けた取組を進め、村民の生命の安全と財産の維持確保を目標とし、本村の防災ビジョンとする。また、以下に示す3つの基本方針に沿って防災対策を展開する。

【防災対策に関する3つの基本方針】

- 1 災害に強いむらづくり
- 2 要配慮者に配慮した防災体制づくり
- 3 コミュニティ防災力の向上

第1節 災害に強いむらづくり

災害に強いむらづくりに向け、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点等の整備点検を確実に実施するとともに、浸水時における避難場所の確保等に向けた周辺市町村との相互応援や連携体制等の対策を講じ、災害に強いむらづくりを進める。

第1 自助活動

自らの生命は自己の力により守っていくといった考え方を普及啓発し、自己責任において対応できる自主的な減災対策を促進する。

第2 共助活動

地域のコミュニティ防災組織の活動を見直し、避難路や避難地等の点検活動等、常用的な防災活動を促進する。

第3 公助活動

公共施設の耐震化、浸水対策等を進めるとともに、農地等被災による経済的な損失を極力軽減するため、計画的に減災に向けた土地利用を推進するなど、公共の役割を果たす防災対策のむらづくりを推進する。

第2節 要配慮者等の支援に資する人づくり

高齢者（とりわけ独居老人）、障害者等いわゆる要配慮者の増加が今後とも見込まれる中で、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災のさまざまな場面において、要配慮者に支援を実践する人材の確定と育成を図り、災害に対処できる人づくりに努める。

第1 自助活動

自力で避難が困難であると考えられる村民には、あらかじめ要配慮者の登録を促すなど、自己の身体状況及び判断能力を考慮し、災害発生時の対策を講ずる。

第2 共助活動

災害時避難支援プラン（個別計画）を作成し、地域のコミュニティや自主防災組織がともに協力し合い、要配慮者避難の支援に当たる人材の確保・育成・連携等の体制を整備し、迅速かつ適切な避難活動を図る。

第3 公助活動

災害時避難支援プラン（村全体計画）を作成するとともに、要配慮者台帳や要配慮者マップを作成するなど、村民や各団体の協力を得て、要配慮者に対する支援を円滑に実施するためのリーダーの育成や庁内関係部課局における担当者の連携等、防災体制機構づくりを進める。

第3節 コミュニティ防災力の向上

村民意識及び生活環境の変化として、一般的な傾向として近隣扶助の意識の低下等に考慮し、コミュニティ単位での自主防災組織等の強化を促すとともに、障害者、高齢者等の要配慮者を含めた多くの村民連携参加による防災活動を実施する。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女が共同して、減災活動や防災活動に参画するシステムづくりに努める。

第1 自助活動

地域の防災訓練や自主防災組織の活動等への積極的な参加を促すとともに、日ごろから家庭内の連絡体制や、情報の収集方法等について話し合うなど、自力で災害に対処するための心構えと知識の習得を促し、自主防災力の向上に努める。

第2 共助活動

自主防災組織の活動の啓発に努めるとともに、あらかじめ昼夜間の対応の相違等、可能な限り細部にわたる対応策を検討し、緊急時において迅速かつ的確な防災活動を実施できる体制づくりを進める。

第3 公助活動

コミュニティレベルでの防災体制強化に向け、災害時の防災訓練や研修機会を提供するとともに、日常的な防災活動の展開に向けた活動の場づくり、情報の提供等に努め、コミュニティ防災力の向上に向けた取組を進める。

第3章 芸西村防災会議

芸西村防災会議の所掌事務等について定める。

第1節 設置及び所掌事務

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、芸西村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定める。

第1 芸西村地域防災計画の作成と実施

芸西村地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

第2 芸西村水防計画の調査審議

芸西村水防計画を調査審議すること。

第3 災害に関する情報の収集

村に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

第4 非常災害に対する計画の作成と実施

非常災害に際し、緊急に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

第5 事務

第1～第4に掲げるほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務に関すること。

第2節 組織及び運営

防災会議は、災害対策基本法第16条及び芸西村防災会議条例に基づき、村長を会長に置き、防災関係各機関から村長が任命する職員を委員として組織する。

防災会議は、災害対策基本法第42条に基づき、芸西村地域防災計画を作成し、毎年計画の内容に検討を加え、必要があるときはこれを修正し、地域防災の方針決定と計画の推進を図る。

第4章 防災関係機関

防災関係機関はその責務を果たすため、相互に連携・協力しながら防災に係る事務又は業務を遂行する。

第1節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災業務の実施に関して次の責務を負う。

第1 村

村は、一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、村の地域に係る地域防災計画を作成して防災活動を実施する。

また、村地域防災計画に、村民及び事業者から防災訓練の実施や要配慮者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、村地域防災計画に、地区防災計画を定める。

第2 県

県は、法令及び県の計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行うため、村と緊密な連絡体制を構築する。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、村及び県の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行う。

第4 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、村及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

第5 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

村の地域に係る防災に関し、村及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

第1 地方公共団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務
芸西村	1 地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 2 防災に関する組織の整備 3 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 4 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 6 防災施設の新設、改良及び復旧 7 防災のための施設、設備の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報、被害調査 9 避難の指示及び避難施設の開設 10 消防、水防その他応急措置 11 被災者に対する救助及び救護等の措置 12 緊急輸送の確保 13 食料、医薬品、その他物資の確保 14 農業協同組合等の団体及び村民による自主防災組織の育成指導 15 災害時の保健衛生及び応急教育、交通対策 16 その他の災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 17 災害復旧・復興の実施
高知県	1 地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 2 防災に関する組織の整備 3 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 4 自主防災組織の育成支援、その他県民の自発的な防災活動の促進 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 6 防災に関する施設、設備の整備及び点検 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8 市町村が実施すべき避難の指示及び避難所の開設の代行 9 水防その他応急措置、市町村が実施すべき応急措置の代行 10 被災者の救助及び救護活動 11 緊急輸送の確保 12 食料、医薬品、その他物資の確保 13 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 14 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 15 その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 16 災害復旧・復興の実施

第2 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
中国四国管区 警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導及び調整 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 3 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 4 警察通信の確保及び統制 5 管区内各県警察への気象警報等の伝達
四国財務局 高知財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 2 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 3 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 <ol style="list-style-type: none"> (1) 預貯金の払戻及び中途解約 (2) 手形交換、休日営業等の配慮 (3) 応急資金に係る融資相談 (4) 保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 (5) その他非常金融措置 4 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付 5 地方公共団体に対する短期資金の貸付 6 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
四国厚生支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 4 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 5 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導 7 応急用食料・物資の供給に関する支援
中国四国農政局 高知農政事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急食料の緊急引渡し
四国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林整備事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止等の治山事業の実施 2 保安林（国有林）の整備保全 3 災害応急対策用木材（国有林）の供給 4 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 2 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 3 災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等
中国四国産業 保安監督部 四国支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等 2 危険物等の保安の確保 3 鉱山における災害の防止 4 鉱山における災害の応急対策
四国運輸局 高知運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における自動車による輸送の斡旋 2 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達斡旋
大阪航空局 高知空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保 2 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
高知海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害に関する警報等の伝達及び警戒

機 関 名	処理すべき事務又は業務
	2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 海上における人命救助 4 避難者、救援物資等の緊急輸送 5 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 6 海上における排出油事故に関する防除措置 7 船舶交通の制限、禁止及び整理、指導 8 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限、禁止及び荷役の中止 9 海上治安の維持 10 海上における特異事象の調査
高知地方気象台	1 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報の発表並びに関係機関への伝達 2 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 3 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 4 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
四国総合通信局	1 各種非常通信訓練の実施及びその指導 2 高知県非常通信協議会の育成指導 3 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 4 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 5 災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	1 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 2 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 3 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 4 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 5 労働条件の確保に向けた総合相談 6 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払 7 被災労働者に対する労災保険給付 8 労働保険料の納付に関する特例措置 9 雇用保険の失業認定に関すること 10 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること
四国地方整備局	1 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 2 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 3 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 4 直轄河川の水質事故対策、通報等 5 直轄ダムの放流等通知 6 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止 7 港湾・海岸・空港の災害応急対策 8 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び排出油の防除 9 災害関連情報の伝達及び提供 10 防災知識の普及・啓発活動 11 公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援 12 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国四国地方環境事務所	1 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 3 家庭動物の保護等に係る支援

機 関 名	処理すべき事務又は業務
国土地理院 四国地方測量部	1 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力 3 地理情報システム活用の支援・協力 4 国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施 5 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言 6 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

第3 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
自衛隊	1 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 2 村、県が実施する防災訓練への協力 3 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索及び救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員及び物資の緊急輸送、給食、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去) 4 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

第4 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
N T T 西日本 株式会社	1 電話通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害非常通話の確保及び気象警報等の伝達
株式会社 N T T ドコモ四国支社	1 電話通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害非常通話の確保
K D D I 株式会社 高松テクニカルセンター	1 電話通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害時における通信の疎通確保
ソフトバンク 株式会社	1 電話通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害時における通信の疎通確保
楽天モバイル 株式会社	1 電話通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害時における通信の疎通確保
日本郵便株式会社	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 5 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 7 通信病院の医療救護活動 8 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 9 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日本銀行 高知支店	1 現金の確保及び決済機能の維持 2 金融機関の業務運営の確保 3 非常金融措置の実施
日本赤十字社	1 災害時における医療救護活動及び助産 2 こころのケア 3 遺体の処理

機 関 名	処理すべき事務又は業務
	4 血液製剤の確保及び供給のための措置 5 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 6 被災者に対する救援物資の配布 7 義援金の募集受付 8 防災ボランティアの活動体制の整備
日本放送協会	1 村民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 3 生活情報、安否情報の提供 4 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本高速道路株式会社	1 管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客鉄道株式会社	1 鉄道施設等の保全 2 救助物資及び避難者の輸送の協力
四国電力株式会社 (四国電力送配電株式会社)	1 電力施設等の保全、保安 2 電力の供給

第5 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人 高知県LP ガス協会	1 ガス施設の保全、保安 2 ガスの供給 3 避難所への支援
株式会社 高知放送 株式会社 テレビ高知 高知さんさん テレビ株式会社 株式会社 エフエム高知	1 気象警報等の放送 2 災害時における広報活動 3 村民に対する防災知識の普及 4 村民に対する災害応急対策等の周知徹底 5 生活情報、安否情報の提供
社団法人 高知県バス協会	1 災害時における旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
土佐くろしお鉄道株式会社	1 鉄道施設等の保全 2 救助物資及び避難者の輸送の協力
一般社団法人 高知県 トラック協会	1 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
一般社団法人 高知県医師会	1 災害時における医療救護活動 2 大規模災害時には、「高知県災害医療救護計画」に基づく各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
一般社団法人 高知県建設業協会	1 災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策業務への協力
公益財団法人 高知県消防協会	1 防災・防火思想の普及 2 消防団員等の教養・訓練及び育成 3 要配慮者等の避難支援への協力

機 関 名	処理すべき事務又は業務
公益社団法人 高知県看護協会	1 災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 2 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
社会福祉法人 芸西村社会福祉 協議会	1 要配慮者等に関する地域の防災対策への協力 2 災害時における福祉施設の人材確保の協力 3 災害時におけるボランティア活動 4 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
株式会社 高知新聞社	1 村民に対する防災知識の普及 2 災害時における広報活動 3 災害時における生活情報、安否情報の提供
一般社団法人 高知県歯科医師会	1 災害時における歯科医療救護活動 2 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
公益社団法人 高知県薬剤師会	1 災害時における薬剤師の派遣 2 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動

第5章 村民、事業所の責務

第1節 村民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、村民はその自覚をもち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には要配慮者とともに早めに避難を行う。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助、避難所運営への協力等、防災関係機関が行う防災活動への協力を努める。

また、最低3日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄に努める。

第2節 事業所

事業所は、災害時に果たす役割を充分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐水化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

【災害時に果たす役割】

- 1 従業員や利用者の安全確保
- 2 二次災害の防止
- 3 事業の継続
- 4 地域への貢献・地域との共生

※BCP（business continuity plan）事業継続計画

企業が災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定する行動計画

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災緊急事業五箇年計画の推進について定める。

南海トラフ巨大地震から村土並びに村民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」を踏まえ、計画的に整備を図るとともに、施設の高台への移転の促進を図る。

なお、村有施設の耐震化は、今後、検討の上、整備計画をたて、整備を図る。

【整備箇所】

- 1 庁舎の改築又は補強・建替え
- 2 避難地整備・機能強化及び避難施設の整備及び機能強化
- 3 避難路
- 4 消防用施設及び消防用車両・資機材庫
- 5 消防活動を確保するための道路
- 6 高規格道路等
- 7 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、漁港施設
- 8 共同溝
- 9 社会福祉施設の改築・建替え
- 10 公立の小学校、中学校の改築又は補強・建替え
- 11 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- 12 砂防施設、保安施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- 13 地域防災拠点施設
- 14 防災行政無線及び情報伝達手段の多重化
- 15 老朽住宅密集地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- 16 備蓄倉庫整備及び公共施設改築による備蓄保管場所の確保
- 17 耐震性貯水槽
- 18 避難場所となりえる施設の改築又は補強
- 19 水道施設の補強・改築、給水拠点の設備
- 20 津波避難タワーの整備
- 21 その他

芸西村地域防災計画
総則編

令和8年3月改訂

編集：芸西村防災会議
発行：芸西村総務課

〒781-5792
高知県安芸郡芸西村和食甲1262番地
TEL 0887-33-2111
FAX 0887-33-4035